

平成13年度
(財)社会安全研究財団
委託研究事業

インターネット上の少年に有害な コンテンツ対策研究報告書

平成14年3月

インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会

インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会 構成員

代 表

苗 村 憲 司 慶應義塾大学環境情報学部教授

委 員

磯 野 爽 (社)日本PTA全国協議会マスメディア調査委員

小河原 昇 アルプスシステムインテグレーション株式会社常務取締役

小 田 啓 二 日本ガーディアン・エンジェルズ理事長

国 分 明 男 (財)インターネット協会副理事長

後 藤 弘 子 富士短期大学助教授

佐 伯 達 也 株式会社ドコモAOLコンテンツ部プログラミングマネジャー
(平成13年12月31日まで)

関 靖 直 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長

別 所 直 哉 ヤフー株式会社法務部長

松 澤 栄 一 ニフティ株式会社法務・海外部課長

無 藤 隆 お茶の水女子大学生生活科学部教授

園 田 一 裕 警察庁生活安全局少年課長(平成13年9月2日まで)

荒 木 二 郎 警察庁生活安全局少年課長(平成13年9月3日から)

坂 明 警察庁生活安全局生活安全企画課セキュリティシステム対策室長

事務局

警察庁生活安全局少年課少年保護対策室

目 次

1 はじめに	1
2 これまでに行われた調査・研究	1
(1) 「青少年とパソコンなどに関する調査研究報告書」	2
(2) 「ネットワーク上の少年に有害な環境に関する調査委員会報告書」	2
(3) 「インターネット違法・有害コンテンツ実態調査報告書」	2
(4) 「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会報告書」	2
3 違法・有害コンテンツの現状	3
(1) サンプル調査	3
(2) 「インターネットポルノ等実態調査報告書」	3
(3) 出会い系サイト	4
4 少年非行へのメディア等の影響	5
(1) 「青少年とアダルトビデオ等の映像メディアに関する調査研究」	6
(2) 「青少年とテレビ、ゲーム等に係る暴力性に関する調査研究」	6
(3) 「最近の少年による特異・重大事件の前兆等に関する緊急調査」	7
5 少年が当事者となる事件へのインターネットの利用・関与	7
6 違法・有害コンテンツの分類	12
(1) 我が国における「少年に有害なコンテンツ」の考え方	12
(2) 有害の分類	13
(3) アンインテンショナルとインテンショナル	14

目 次

7 携帯電話の発達と少年のインターネットへのアクセス	15
(1) 携帯電話の発達と現在の状況	15
(2) 少年による携帯電話からのアクセス	16
8 違法・有害コンテンツへの対応措置	16
(1) インターネット・サービス・プロバイダ	17
(2) 民間機関の活動	18
(3) 都道府県警察	19
9 フィルタリングシステム	19
(1) 現状	20
(2) レイティング標準化	22
(3) フィルタリングの効果的实施と普及方策	24
10 携帯電話に係る有害コンテンツ対策	26
(1) 出会い系サイト対策の必要性	27
(2) 対策の対象となる出会い系サイト	27
(3) 出会い系サイト対策の具体的方法	28
(4) システム面からの対応	30
11 サイバー・エシックス	31
(1) 少年への啓発	32
(2) 一般ユーザへの啓発	33

目 次

12 青少年とインターネット等に関する調査	33
(1) 調査方法	33
(2) 調査対象者	34
(3) 調査結果	34
13 まとめ	35
(1) インターネット上の違法・有害コンテンツの現状に対する 保護者の認識と家庭へのフィルタリングシステムの普及	35
(2) コンテンツの流通に関係のある者の対応	35
(3) 学校、社会等における少年の保護に関わる者の対応	36
(4) 出会い系サイトと携帯電話に係る対策の必要性	37
付録	
1 出会い系サイト調査	39
2 アメリカにおける対応状況	41

1 はじめに

インターネットは、1969年に米国で誕生し、日本では1995年頃から急速に利用者が増えはじめた。総務省の推計調査によれば、2000年末における我が国の15歳以上79歳以下の個人におけるインターネットの利用者数は4,708万人に至っている。インターネットの普及に伴い、インターネットは既に社会の幅広い分野で活動基盤となっているが、政府による「IT戦略本部」の設置と、そこでの目標として「5年以内に超高速アクセスが可能な世界最高水準のインターネット網の整備を促進し、必要とするすべての国民が低廉な料金で利用できるようにする。」とされているように、今後もその重要性が一層高まるものと考えられる。

また、従来インターネットへのアクセスにはパソコンが用いられていたが、1999年2月にNTTドコモがiモードのサービスを開始したことにより、携帯電話からも簡単にインターネットに接続できるようになった。そして、携帯電話から簡単に電子メールを送信できることなどが若者に受け入れられ、契約者数が急増し、一時、加入者数の増加に設備の対応が追いつかないといった事態が発生するまでとなった。パソコンに比べ安価な携帯電話からインターネット接続が可能になったことは、少年がインターネットを利用する機会を著しく増加させることとなった。

しかしながら、インターネット上には違法・有害コンテンツが氾濫しており、性や暴力等に関する極端なコンテンツですら少年が容易にアクセスできる状況になっているのも事実である。また、少年がインターネットを利用して不正アクセス行為、詐欺等の非行を行う事案や出会い系サイトに係る児童買春等の被害に遭う事案も発生しており、少年非行や少年の犯罪被害等への影響が憂慮されている。

このため、本研究会を設置し、インターネット上の違法・有害コンテンツの実態を明らかにするとともに、それらの少年への影響の状況、さらには、それらと少年を切り離す対策について、幅広く研究を行うこととした。また、本研究会ではインターネットの利用状況等について少年とその保護者を対象とした「青少年とインターネット等に関する調査」を合わせて実施することとした。

2 これまでに行われた調査・研究

インターネット上の違法・有害コンテンツの問題については、これまでにいくつかの調

査等が実施されている。例えば、

青少年とパソコンなどに関する調査研究報告書	1998.8	総務庁
ネットワーク上の少年に有害な環境に関する調査委員会報告書	1998.10	警察庁
インターネットポルノ等実態調査報告書	1999.3	(財)社会安全研究財団
インターネット違法・有害コンテンツ実態調査報告書	2000.3	(財)社会安全研究財団
インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会報告書	2000.12	郵政省

などがある。以下に、その要旨を述べる。ただし、については項目3において取り上げることとする。

(1) 「青少年とパソコンなどに関する調査研究報告書」(1998.8)

報告書では、1997年の時点におけるインターネットの利用状況等が明らかにされているが、青少年、保護者で定期的に使用する者はそれぞれ数%程度と低く、当時はインターネットの普及が未だ一般的ではなく、90%以上の保護者がインターネット上のポルノ画像について「知っているが見たことはない」、「知らない」と回答しており、保護者の知識も十分でない状況が明らかになっている。

しかしながら、インターネット上の有害情報については、保護者の半数以上が規制が必要であると回答している。

(2) 「ネットワーク上の少年に有害な環境に関する調査委員会報告書」(1998.10)

報告書では、ネットワーク上の少年に有害な情報に対する対策が急務であり、少年保護の仕組みのあり方については、「禁制情報」を排除するための措置の確立や、情報の発信段階での一定の格付けの導入、情報流通段階での格付けの補正及び情報受信段階での保護者等の措置といった情報流通の各段階における措置を講じていくことが重要であり、そのためには国民のコンセンサスの形成が必要であること。さらに、国民のコンセンサスの形成のためには、ガイドラインの策定等を任務とする公的な裏付けを持った第三者的機関の設置の重要性を提言している。

(3) 「インターネット違法・有害コンテンツ実態調査報告書」(2000.3)

報告書では、ある検索エンジンを使用したインターネット上の違法・有害コンテンツの実態を調査した結果、数多くの違法・有害コンテンツが存在しており、その対策が求められている。

(4) 「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会報告書」(2000.12)

報告書では、インターネット・サービス・プロバイダ(以下、「ISP」という。)によ

る自主的な対応の促進、責任の明確化及び発信者情報開示等の制度整備の必要性が、一方、受信者側での対応としてはフィルタリングシステムの導入が求められている。

3 違法・有害コンテンツの現状

インターネットの著しい普及は、多くの利便性をもたらすこととなった反面、上述のとおり、違法・有害コンテンツを内容とするサイトが数多く存在し、少年への影響が懸念される状況となっている。2000年中に都道府県警察に寄せられたハイテク犯罪等に関する相談受理件数は11,135件で、1999年中に比べ約3.7倍に増加しており、このうち、違法・有害情報（わいせつ画像、違法薬物販売等）に関する相談は、全体の約26%となっている。2000年中のハイテク犯罪での検挙件数は559件であり、そのうちわいせつ物の頒布等及び児童買春・児童ポルノ法違反は275件で、1999年中の約1.8倍となっている。

(1) ポルノサイト調査（1997.12 警察庁）

1997年12月に警察庁で行ったサンプル調査によると、あるサーチエンジンから検索可能な有料のポルノサイトの数は632であった。このうち、合法的な映像のみを提供しているものは351、画像処理マスクにより復元可能な修正を施しているものは200、そのまま違法な映像を提供しているものは81であった。また、被写体となった女性の年齢層については、小学生以下とみられるものが46、中高生とみられるものが213、成人とみられるものが373であった。これを「インターネット白書'97」のデータを基に、当時インターネット上に開設されているホームページ全体で推計すると、それぞれ、国内で開設されている有料ポルノサイトの数は約3,000、合法的な映像のみを提供しているものは約1,700、画像処理マスクにより復元可能な修正を施しているものは約1,000、そのまま違法な映像を提供しているものは約400であり、また、被写体となった女性の年齢層については、小学生以下とみられるものが約200、中高生とみられるものが約1,000、成人とみられるものが約1,800という結果が得られた。（後藤啓二「コンピュータ・ネットワークにおけるポルノ問題(上)」ジュリストNo.1144）

(2) 「インターネットポルノ等実態調査報告書」（1999.3）

報告書によれば、インターネット上の最も利用者が多いサーチエンジンから簡単に閲覧できるサイトのうち、1,420のサイトでポルノ映像を閲覧することが可能であり、また、355サイトが風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」

という。)で映像送信型性風俗特殊営業(有料ポルノサイト)となるものであった。ポルノ映像サイトでは31.3%、映像送信型性風俗特殊営業サイトでは50.8%のサイトがそれぞれわいせつな画像を含んでいた。さらに、画像処理が施されているが簡単に除去することが可能な画像や、青少年を被写体としている画像が存在していることが報告されている。

(3) 出会い系サイト

「出会い系サイト」とは、一般に面識のない者同士が会うことを目的としてインターネット上に設置されたサイトということができる。これらのサイトでは、電子掲示板、チャット、メーリングリスト等のシステムが用いられている。一言で「出会い系サイト」といっても、出会いの目的には様々なものがある。メル友探し、合コンの相手探し、同窓生探し、同じ趣味を持つ者や同じ境遇におかれた者が集い意見交換や相談等を目的としたもの、恋愛や結婚を目的としたもの、明らかに相手との性的関係を目的としたものなどがある。このように、出会い系サイトは目的によっては多種・多様な人たちと会うことができる有益なツールということができる。しかし、これら出会い系サイトのうち、異性間の出会いの場を提供するものの中には児童買春等の犯罪に利用されているものが多く含まれているのも事実である。このため、本報告書では、前者の広い意味での出会い系サイトを「広義の出会い系サイト」、後者の異性間の出会いの場を提供する出会い系サイトを「狭義の出会い系サイト」とし、さらに、本報告書において特段の限定がなく「出会い系サイト」と記述した場合、狭義の出会い系サイトを意味するものとする。狭義の出会い系サイトの厳密な定義についての検討は、項目10(2)で述べることにする。

本研究会の期間中、その存在が特に問題となってきた「出会い系サイト」の実態について検索エンジンを利用した2回の調査を実施した(検索条件等調査の詳細については付録1参照)。サイト数については、パソコン用の検索エンジンを用いた1回目の調査(2001年6月2日)では当該検索エンジンにより利用できるものが少なくとも545サイト、2回目の調査(2001年9月10日)では少なくとも884サイト存在すると推定された。2回目の調査ではこれに加えて携帯電話のiモード用検索エンジンを用いた調査を行ったところ、少なくとも2,569サイト存在すると推定された。さらに、これら2回の調査結果から「出会い系サイト」の形態としては、掲示板形式とチャット形式のものがほとんどであること、無料サイトが多く存在していること、また、有料サイトでも女性は無

料とするサイトがほとんどであることが判明した。なお、2回目の調査において、iモード用検索エンジンを用いた方がパソコン用検索エンジンを用いた調査より多くの「出会い系サイト」の存在が推定されることとなった。これは使用したiモード用検索エンジンが、専らサイト開設者等による登録によるものであるのに対して、使用したパソコン用検索エンジンはロボット型と呼ばれるもので、ホームページ間のリンクを辿りながら自動的にその内容を収集するものであり、このため、既に収集しているホームページからそのホームページまでリンクが張られていない、ロボット型検索エンジンによる情報収集を認めていない、あるいは携帯電話からのアクセスのみを許可しているなどの理由により情報収集できないことによるものと考えられる。

また、「出会い系サイト」の宣伝を中心に、携帯電話の迷惑メールも問題となっている。携帯電話では受信した電子メールの通信料が受信者側に課せられることもあることから、受信者は受信したくない電子メールを強制的に受信させられる上に、その通信料まで支払わさせられることがある。さらに、中高校生を含めて携帯電話所持者に無差別に「出会い系サイト」の案内が届くことから、「出会い系サイト」の少年利用を助長する状況になっている。

iモードでは、当初、電子メールアドレスの一部に電話番号を使用していた（電話番号@docomo.ne.jp）ことから、送信者は専用のソフトを用いて、これらのアドレスを自動的に作り出し、迷惑メールを不特定多数の者に一斉に送信している状況があった。このため、NTTドコモ等の携帯電話通信事業者では、対応として加入者に対して電話番号となっているアドレスをオリジナルな長いアドレスに変更するよう広報するなどの対策を進めているが、アドレス変更するとメールの送受信に不便を来すとの懸念から変更しないでいること、アドレスを変更しても、通常名前等をアドレスの一部に用いる人が多いことから、これらを類推して送信してくるなど迷惑メールが後を絶たない状況である。

4 少年非行へのメディア等の影響

インターネット上において、性に関する過激な映像、残虐性・粗暴性をいたずらに刺激する映像等、少年にとって好ましくないと思われるコンテンツに、少年が容易にアクセスできる状態で多数存在している。このようなコンテンツへの接触が直ちに少年非行や犯罪の発生に関係しているとは言い難いが、性や暴力等に関する情報の少年非行等への影響に

については、これまでに次のような調査結果がある。

(1) 「青少年とアダルトビデオ等の映像メディアに関する調査研究」(1994.3 総務庁)

報告書では、アダルトビデオに接触した少年は、

非行、不良行為等の経験率が高い。

犯罪・逸脱行為全体に対して罪悪感が低い、特に、犯罪として告発されにくい性的逸脱行為(のぞき、売春等)への罪悪感が低くなる傾向が顕著である。

犯罪被害者に寄せる共感・つらさへの共感の程度が低い。特に、のぞき、痴漢等の性犯被害者へのつらさの共感が低い。

と報告されている。

なお、アダルトビデオに対する対策についての保護者への調査では、男子高校生の保護者の過半数、その他の保護者(男子中学生、女子中学生及び男子高校生)についてはその約7割が、「保護者が子供に注意する必要がある」としている。さらに、「子供が簡単に購入したりレンタルできないように店員が注意する」、「ビデオの制作業界が自主的に規制する」、「地域住民の運動で業界や店の自主規制を求める」、「条例などによる規制をすすめる」、「自動販売機による販売を規制する」について必要であると考える者が、必要でないと考える者を大きく上回っている。

(2) 「青少年とテレビ、ゲーム等に係る暴力性に関する調査研究」(1999.9 総務庁)

報告書では、テレビの暴力シーンへの接触量が多くなるほど、

暴力行為を経験している者の割合が多い。

非行、不良行為を経験している者の割合が多い。

暴力を容認する内容に賛成する者の割合が多い。

被害を受けた者のつらさに対する共感性が低くなっている。

などが指摘されている。

また、テレビ番組での暴力表現に対する対策に関する保護者への調査では、その44%が「各家庭で対応すればよい」としているが、「テレビ局・番組制作者の自主規制に任せるべきである」、「何らかの法的措置が必要である」を合わせると、これも44%となっている。また、Vチップの導入に関しては、「積極的に導入を進めるべきである」と「導入を検討するべきである」を合わせた賛成派と「あまり導入の必要はない」と「導入の必要は全くない」を合わせた反対派にほぼ2分されている。オンブズマン制度の導入については、賛成派が反対派を上回っている。しかしながら、学校でのテレビ視聴に

関しての教育・指導については、「する必要がない」が「すべきである」を大きく上回っている。

なお、Vチップについては、1998年に当時の郵政省が「青少年と放送に関する調査研究会」において検討を行ったが、各種調査において、積極、慎重の両論の意見があり、上記研究会の提言の実施状況、デジタル技術の動向等を十分に踏まえ、引き続き検討を行うことが適当であるとされた。慎重な意見としては、Vチップは放送事業者による番組分類・評価を前提として機械的に番組をカットする仕組みであることから、放送事業者と視聴者の放送番組に対する評価の尺度が調和していることが要請されるが、現状では、このような環境が醸成されているとは言い難いとするものがあった。

(3) 「最近の少年による特異・重大事件の前兆等に関する緊急調査」(2000.12 警察庁)

報告書では、1998年1月から2000年5月までの間に発生した少年による事件の中から、社会に大きな衝撃を与えた特異・凶悪事件22件について調査しており、事件に至った少年の心理の形成に当たって影響を与えたとみられる事柄や精神的な問題が行動等に現れたとみられる経験を「少年の背景」として取り上げており、その中にはインターネットを利用して猟奇もの関連の情報を入手している者もいたことが報告されている。

また、アダルトビデオの影響を受けた性犯罪や、残虐・格闘シーンを模倣した傷害等の凶悪犯罪も発生しているところである。

現在、インターネット上では上記報告書で少年非行等への影響があるとされるアダルト、暴力、猟奇等の画像を少年が簡単に見ることができる状態にあることから、何らかの対策を講ずることが必要である。

5 少年が当事者となる事件へのインターネットの利用・関与

2001年度版情報通信白書によれば、2000年末における我が国の15歳以上79歳以下の個人におけるインターネット利用者数は4,708万人で、このうち半数以上の者が携帯電話・PHSから使用している。したがって、既に多くの少年がインターネットを利用しており、インターネットを利用した少年に係る事案の増加が懸念される。

最近、特に「出会い系サイト」に係る事件が急増しており、表1に示すとおり2000年中は104件であったものが、2001年中では888件となっている。法令別では、児童買春・児童ポルノ法違反、青少年保護育成条例違反が、2000年中で61件(約59%)、2001年で608件(約6

8%)と多くを占めている。また、これらのうちに携帯電話使用が占める率についてみると、2000年中の約57%(59件)から、2001年で約80%(714件)と急増している。

表1 「出会い系サイト」に関係した事件の検挙数 (件)

		2001年	2000年	増 減
重 要 犯 罪	殺 人	6	1	5
	強 盗	10	2	8
	強 姦	44	8	36
	略取誘拐	3	1	2
	強制わいせつ	10	3	7
恐 喝	34	4	30	
脅 迫	16	2	14	
暴 行	3	1	2	
窃 盗	23	-	23	
詐 欺	26	1	25	
児童買春・児童ポルノ法違反		387	41	346
青少年保護等条例違反		221	20	201
その他		105	20	85
合 計		888	104	784
うち携帯電話利用		714	59	655

さらに、被害者の内訳は、表2に示すとおり未成年者と女性が大部分を占めている。

表2 被害者の内訳

	被害者数	うち未成年者	うち女性
2000年	102	71 (69.6%)	96 (94.1%)
2001年	757	598 (80.0%)	699 (92.3%)

児童買春・児童ポルノ法違反のうち、児童買春事件の検挙状況について見てみると、表3のとおりである。2001年中でテレホンクラブ営業に係るものが2000年中に比較して、27件増加しているのに対して、「出会い系サイト」利用に係るものは339件増、9倍強とな

っており、「出会い系サイト」に係る児童買春事件が急増していることが分かる。

表3 児童買春事件における被害者と接触するに至った契機(その1) (件)

	2001年	2000年	増 減
児 童 買 春 事 件	1,410	985	425
テレホンクラブ営業に係るもの	503	476	27
「出会い系サイト」利用に係るもの	379	40	339

さらに、風適法の一部を改正する法律が2001年6月20日公布され、2002年4月1日から施行されることとなっている。今回の改正により、電話異性紹介営業（いわゆるテレホンクラブ営業）に対する規制が強化され、18歳未満の従業者を会話の当事者にすること、18歳未満の者からの会話の申し込みを取り次ぐことなどの禁止、会話の申込みをした者等が18歳以上であることを確認するための措置であって国家公安委員会規則で定めるものを講じておかなければならないことなどが定められた。このため、これまでのテレホンクラブ営業が規制のない「出会い系サイト」に移行するおそれがあり、今後、上記法律の施行に伴い、「出会い系サイト」に関係した事件の一層の増加が懸念されることである。

【参考】

2001年上半期の児童買春事件について、被害者と接触するに至った契機等を詳細に調査したところ、表4～8のとおりであった。表4は児童買春事件における被害者と接触するに至った契機についてであるが、テレホンクラブ営業に係るもの、「出会い系サイト」に係るもの及び風俗営業等に係るもので件数全体の75%、検挙人員全体の74%を占めている。

表4 児童買春事件における被害者と接触するに至った契機(その2)

	件 数 (件)	人 員 (人)
児 童 買 春 事 件	654	394
テレホンクラブ営業に係るもの	243(37%)	161(41%)
「出会い系サイト」に係るもの	133(20%)	73(19%)
風俗営業等に係るもの	116(18%)	54(14%)
声かけ	76(12%)	51(13%)
第三者の紹介	49(7%)	30(8%)
知り合い	10(2%)	8(2%)
その他	27(4%)	17(4%)

表5は、「出会い系サイト」に係る児童買春事件において、携帯電話・PHS、パソコンの利用の別を調査したものであるが、全体の92%が携帯電話・PHSを利用したものである。

表5 「出会い系サイト」利用のうち携帯・パソコンの利用別

	件数
「出会い系サイト」に係るもの	133
携帯電話、PHS利用	123(92%)
パソコン利用	10(8%)

表6は、利用した「出会い系サイト」の有料・無料の別を調査したものであるが、全体の64%が有料サイトを利用したものであった。

表6 「出会い系サイト」利用のうちサイトの有料・無料の別

	件数
「出会い系サイト」に係るもの	133
有料サイト	85(64%)
無料サイト	48(36%)

表7は、利用した「出会い系サイト」を知った理由を調査したものであるが、友人からの紹介が最も多く、次いで、携帯・PHSの検索、本・雑誌と続いている。

表7 「出会い系サイト」利用のうち被害者がサイトを知った理由の別

	件数
「出会い系サイト」に係るもの	133
友人からの紹介	52(39%)
携帯・PHSの検索	27(20%)
本・雑誌	24(18%)
機器操作中偶然発見	13(10%)
勧誘のメール	6(5%)
インターネット検索	4(3%)
不明	7(5%)

表8は、「出会い系サイト」を利用した際の被害者の年齢をどのように記載したのかを調査したもので、全体の67%の者が真実の年齢を記載しているが、その一方で、22%の者が虚偽の年齢を記載している。

表8 「出会い系サイト」利用のうちサイトへの被害者の年齢記載の別

	件数
「出会い系サイト」利用に係るもの	133
真実の年齢	89(67%)
18歳以上の年齢	5(4%)
上記以外で虚偽年齢	24(18%)
年齢記載なく学生	7(5%)
不明・該当なし	8(6%)

「出会い系サイト」を利用した主な事件を以下に示す。

刑法犯

女子高校生被害の名誉毀損事件（1月 岩手）

会社員（29歳）は、携帯電話の「出会い系サイト」で知り合った女子高校生（18歳）の名誉を毀損しようと企て、電子掲示板にわいせつな誘い文句とともに同女の携帯電話番号、メールアドレス等を掲載させ、不特定多数の者に閲覧できる状態にして名誉を毀損した。

女子中学生被害の強制わいせつ事件（4月 高知）

会社員（29歳）は、携帯電話の「出会い系サイト」で知り合った女子中学生（14歳）に対し、カラオケボックスに呼び出し、強引に酒を飲ませた上、同女の身体に触れるわいせつ行為をした。

女子高校生被害の脅迫事件（4月 島根）

会社員（36歳）は、携帯電話の「出会い系サイト」で知り合った女子高校生（15歳）に交際を求めるメールを送信したが、同女がその応答や送信を拒否したことから、100数十回にわたって同女の携帯電話に「死ね」「お前も家族も皆殺しにすんど」等とメール送信して脅迫した。

女子高校生被害の婦女暴行事件（5月 宮城）

会社員（20歳）、無職（20歳）は、共謀の上、携帯電話の「出会い系サイト」で知り合った女子高校生（15歳）に対し、車両内で乱暴した。

女子高校生被害の恐喝未遂事件（6月 新潟）

会社員（38歳）は、携帯電話の「出会い系サイト」で知り合った女子高校生（17歳）に対し、「禁止されている「出会い系サイト」を通じて2人が知り合ったことを学校に話す」等と電子メールで脅し現金を要求した。

女子高校生被害の強姦事件（11月 滋賀）

工員（20歳）は、携帯電話の「出会い系サイト」で知り合った女子高生（18歳）に甘言を用いて呼び出し、これに応じた同女に「おれはやくざで一番偉い。」等と脅迫して抵抗を抑圧しホテルに連れ込み強姦した。

児童買春

医師による児童買春事件（5月 福岡）

医師（30歳）は、携帯電話の「出会い系サイト」を利用し、女子高校生（17歳）に対し、現金供与の約束をして性交した。

刑務官による児童買春事件（5月 長崎）

刑務官（26歳）は、携帯電話の「出会い系サイト」を利用し、女子高校生（16歳）に対し、現金供与の約束をして性交した。

郵便局員による児童買春事件（5月 福井）

郵便局員（29歳）は、携帯電話の「出会い系サイト」を利用し、女子高校生（16歳）に対し、現金供与の約束をして性交した。

幹部自衛官による児童買春事件（6月 青森）

幹部自衛官（38歳）は、携帯電話の「出会い系サイト」を利用し、女子高校生（17

歳)に対し、現金供与の約束をして性交した。

小学校校長による児童買春事件(12月 広島)

小学校校長(53歳)は、携帯電話の「出会い系サイト」を利用し、女子高校生(17歳)に対し、現金供与の約束をして性交した。

会社員による児童買春事件(12月 栃木)

会社員(27歳)は、携帯電話の「出会い系サイト」を利用し、女子中学生(15歳)に対し、現金供与の約束をして性交した。

このように、インターネット上の違法・有害コンテンツが少年に与える影響は、既に犯罪が発生する深刻な状況に至っており、また、少年が被害者のみならず加害者になる場合もあり、早急にその対策が必要である。

6 違法・有害コンテンツの分類

(1) 我が国における「少年に有害なコンテンツ」の考え方

少年に有害なコンテンツとは、違法コンテンツには該当しないが、ポルノ画像や残虐な画像等少年の健全育成を阻害するおそれがあり、そのまま少年に見せることができないコンテンツと考えることができるが、その内容についての捉え方、受信者の年齢及び地域性等によって有害なものと判断する基準が異なり、どのようなコンテンツが有害となりうるのか、その基準を一般的に示すことは難しい。

違法コンテンツについては、少年にとって違法という観点での切り分けではなく、当該コンテンツについて法に照らして違法かどうかを判断することになり、これらには、

わいせつ画像の公然陳列等そのコンテンツそのもの(公然と陳列していることを含めた上で)について違法であるものが挙げられる。このほか、わいせつ画像、銃器、薬物、毒劇物等禁制品及び規制品の売買に関する情報等直接に犯罪行為、違法行為に結びつく情報についてはそれ自体は直ちに違法ではないとしても違法行為等と密接に結びついていることから違法なものと同様の取扱いをする必要があると考えられ、これらについては少年にとって有害なコンテンツと考えることができる。

しかしながら、少年にとって有害コンテンツを切り分ける基準一般については、その内容についての捉え方、受信者の年齢及び地域性等によって有害なものと判断する基準が異なり、また、有害なものであった場合のそれへの対応についての価値判断も個人によって異なるとともに、さらに、インターネット上のコンテンツを客観的に評価する

機関も存在していないことから、どのようなコンテンツが有害となりうるのか、その基準を示すことが難しくなっている。

我が国において「少年に有害なコンテンツとは何か」を考える場合、実世界での少年の健全育成を図ることを目的とする青少年保護育成条例等が判断の参考の1つになるものと思われる。例えば、東京都青少年の健全な育成に関する条例の第8条（不健全な図書類等の指定）第1項第1号においては、「販売され……の内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、またははなはだしく、残虐性を助長し、青少年の健全な成長を阻害する恐れがあると認められるもの」と記述されている。また、知事が、具体的に指定を行うに当たっては、学識経験者らから構成する東京都青少年健全育成審議会の意見を聞かなければならないことになっており、有害性に対して客観的な判断がなされるように努めている。しかしながら、インターネット上には、このような有害図書等と平行なもの他にも誹謗中傷や「出会い系サイト」といったものが存在しており、少年が容易にアクセスもできるところとなっていることから、これらを含めて基準設定と対策が必要である。

このような状況から、例えば、既実現されているサードパーティ（第三者）レーティングによるフィルタリングシステムであるセーフティオンライン（（財）インターネット協会が無償で提供）においては、（財）インターネット協会が独自の基準（カテゴリーとレベル）を定め、独自の判断によってレーティングを行っており、インターネットユーザはその基準を受け入れる限りにおいてその基準によるフィルタリングが可能となるが、最終的に、フィルタリングをするかしないかを含めてどのようなコンテンツを遮断するのか（すなわち、有害と見なすか）はあくまで、受信者側が設定（判断）することになっている。基準一般を示すことが困難である以上、最終的には個々受信者側の判断による対応によらざるを得ないところがある。

(2) 有害の分類

少年に有害なコンテンツを分類するとすれば、次のようなものが考えられる。

ア 一般的に有害と考えられるもの

ポルノ、暴力、残虐、自殺、いじめ、カルト、極端な思想、差別、誹謗中傷等を内容とするものが考えられるが、その捉え方の程度は、内容、受信者の年齢等の属性及び地域性等によって異なる。

イ それ自身は有害とは言えないが使い方によって有害とされるもの

「出会い系サイト」に利用されている掲示板・チャット等は、本来の機能は有害とは言えないが、その使い方により児童買春の被害が生じるなど利用方法により有害となり得るものである。

ウ 中立的な立場からコンテンツを提供しているが、受信者の属性、捉え方によって有害となるもの

性、薬物、危険物等についての情報を提供するもの。

【参考】

「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会」報告書（2000.12 郵政省）によれば、インターネット上を流通する情報を図1（公然性を有する通信の部分のみ示す。）のように分類しており、この分類によれば、上記アは 又は に、また、イ及びウは 又は に分類される。

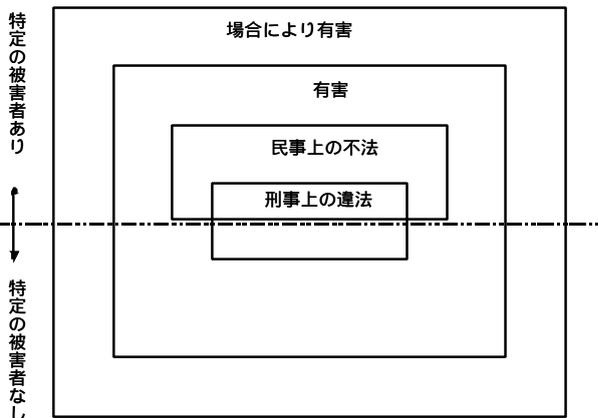


図1 情報の分類

(3) アンインテンショナルとインテンショナル

有害コンテンツには、インターネットユーザが普通にインターネットを利用していても勝手に飛び込んでくるアンインテンショナルな有害コンテンツと、利用者自らの意思で有害なものを知りながらアクセスし得るインテンショナルな有害コンテンツと二つの形態に分類することが可能である。

アンインテンショナルな有害コンテンツは、少年も含めたインターネットユーザの目に触れることとなり、対策の必要性がより高いと考えられる。インターネット上からこれらのものを完全になくすることは極めて難しいことから、少年に対してこれらのコンテンツに触れた場合の措置等最低限の情報提供を行っておく必要がある。また、アンインテンショナルな有害コンテンツか、インテンショナルな有害コンテンツかは、コンテンツの内容だけでは一律に区別することはできない。ポルノ映像を例にとっても、ポルノ映像サイトにおいてポルノ映像を見るためには何らかの積極的なアクセスを必要とすることが多いが、検索エンジンの利用により意図せずともポルノ映像を目にすることも

あるが、これはポルノ画像と関係のないキーワードによってもポルノ映像に到達する場合があるからである。また、ネットサーフィンを続けていくうちに、ホームページ上のリンク、また、バナー広告からそのようなサイトに辿り着くこともある。このようにコンテンツのいわばインターネット上への置かれ方に関わる問題でもある。

7 携帯電話の発達と少年のインターネットへのアクセス

(1) 携帯電話の発達と現在の状況

(社)電気通信事業者協会のデータ(<http://www.tca.or.jp/japan/daisu/>)によれば、携帯電話の契約者数の推移は図2のとおりである。2001年12月末現在の携帯電話の契約者数は67,101,100人で、昨年同月末現在に比べ約900万人増加している。このうち、IP接続サービスの契約者数は48,495,400人となっており、約72%がインターネットに接続可能である。

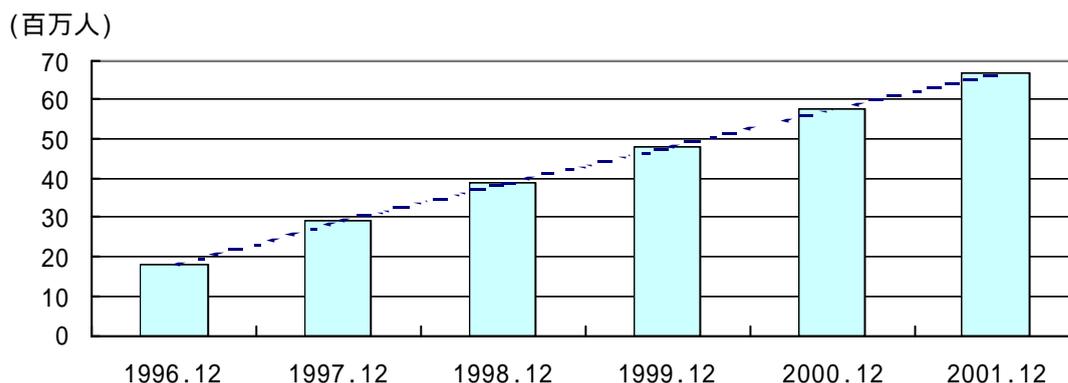


図2 契約者数の推移

また、携帯電話の技術的進歩は目覚ましく、現在、IMT-2000 (International Mobile Telecommunications-2000) と呼ばれる次世代移動通信サービスが一部で開始されている。NTTドコモは2001年5月30日から東京23区と横浜市・川崎市の一部で試験サービスを開始し、同年10月1日には半径30km圏内に拡大してのサービスを開始している。NTTドコモの次世代移動通信サービスであるFOMA (Freedom Of Mobile multimedia Access) では、通信速度が従来方式の約40倍の下り最大384kbpsとなり、インターネットへのアクセスがよりスムーズになる。NTTドコモ以外の通信事業者も順次、次世代移動通信サービスを計画しており、携帯電話からのインターネット接続が更に増加するものと考え

られる。

(2) 少年による携帯電話からのアクセス

最近の携帯電話はインターネットに接続することが可能であることから、電子メール、Webへのアクセスといったパソコンからのアクセスと同様のサービスが受けられるが、ある通信事業者によれば、携帯電話利用態様の内訳は、概ね音声3割、メール4割、Web閲覧3割であり、特にWeb閲覧が1年前と比べ約15%伸びている状況にある。また、NTTドコモのiモード一般サイト数は、2001年10月末時点で50,219サイト(検索エンジン「O!NEW iサイト」への登録数)に至っている。

野村総合研究所の第9回「情報通信利用者動向の調査」(2001.3月上旬)によれば、携帯電話・PHSの個人利用率は、10代男性で79.2%(対前年23.8ポイント増)、10代女性で81.4%(対前年8.5ポイント増)となっており、全体の個人利用率の71.1%を上回っている。また、携帯電話単体で日頃インターネットを利用している人は、10代男性で47.2%、10代女性で34.3%である。これは、他の年代(20,30,40,50代)に比べ、最も高い割合である。さらに、10代の者が携帯電話単体で閲覧しているWebコンテンツの種類については、着メロダウンロードが95.9%、次いで画像ダウンロードが65.3%となっている。(<http://www.nri.co.jp/news/2001/010510/>)

8 違法・有害コンテンツへの対応措置

インターネット上のいわゆる仮想空間における違法・有害コンテンツの取扱いについては、実空間における取扱いの考え方と基本的には同一であるが、

インターネットは、World Wide Webと呼ばれるように、世界規模で構築されたネットワークであるため、送信された情報は世界中に流通してしまう。

インターネット上のコンテンツは、すべてデジタルデータという形で流通しており、簡単に複写、保存することが可能で、一度流通したものは完全に抹消することは極めて難しい。さらに、何度複写を重ねても原理的に劣化が生じないほか、容易に改変することが可能である。

匿名性が高いため当事者を特定しにくい。

個人が容易に情報を発信することができ、業界団体における自主規制(例えば、映倫管理委員会による「R-18」等の指定)といった対応がとれない。

という状況がその対応を一層難しくしており、関係者が協力して、国内のみならず国際的な取組みを採ることが必要である。なお、フィルタリングシステムについては、次章で記述することとする。

(1) インターネット・サービス・プロバイダによる自主的措置

(社)テレコムサービス協会(2001年9月30日現在:会員会社数396社)では、会員である事業者が準拠するガイドラインとして「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」(<http://www.telesa.or.jp/guide/guide.html>)を作成している。第5条(青少年の保護)では青少年への通信ID発行時の保護者の同意、保護者の選択により健全育成を阻害する情報を青少年が受信できないようなID管理等の青少年の保護対策の取組みの努力義務を明記するとともに、第9条(違法または有害な情報に対する措置)では違法又は有害な情報が発信されたことを知った場合、当該情報の発信者に対し当該情報の発信をやめるよう要請するなど事業者の講じ得る措置を明記している。また、第13条(苦情処理窓口の明確化)では自己の提供するインターネット接続サービス等に関する苦情に対応するため、苦情受付の窓口を明確にしなければならないとしている。同協会では、さらにこのガイドラインを具体化した「インターネット接続サービス契約約款モデル条項(版)」(http://www.telesa.or.jp/html/model/model_index.htm)を作成している。

このガイドラインは、あくまで第二種電気通信事業者及び情報通信関連事業者等396社からなる(社)テレコムサービス協会が作成したものであるが、すべてのISPがこのようなガイドライン又は規約を持ち、違法・有害コンテンツに対して、自主的な措置を確実に講じておくことが期待される。

特に、違法・有害コンテンツに対し迅速な措置を講じるため、ISPやサイトの開設者は、自らが管理・開設するサイトから発信する情報に対する一般市民等外部からの通報に対して、適切な対応を採ることが求められる。

【参考】

2001年度版情報通信白書によれば、我が国におけるISP数(総務省への届出数)は、2000年度末現在で5,612事業者である。

【参考】

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

この法律は、第152回国会において成立したものであり、特定電気通信(インターネ

ット)による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者(プロバイダ、サーバの管理・運営者等)の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めている。本法律によって、インターネット上の名誉毀損、知的財産権の侵害や誹謗中傷といった私法上の権利侵害に該当するものへの対応の促進が期待されている。

具体的には、情報の流通により他人の権利が侵害された場合、これによって生じた損害については、特定電気通信役務提供者が送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき又は情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認められる相当の理由があるときでなければ賠償の責めに任じないと規定されている。

また、特定電気通信役務提供者が、情報の送信を防止する措置を講じた場合において、それによって情報発信者に生じた損害について賠償の責めに任じない場合については、当該措置が必要な限度のものであり、その情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき又はその情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、送信防止措置を講ずるよう申出があり、発信者に照会した場合において、7日経過しても同意しない旨の申出がなかったときとすることが規定されている。

さらに、情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、侵害されたことが明らかであり、情報開示の正当な理由があるときに限り、当該特定電気通信役務提供者が保有する発信者情報の開示を請求することができるものと規定している。

(2) 民間機関の活動

違法・有害コンテンツに対する民間機関の取組みの一例を以下に示す。これらの活動が、今後、更に広まることが期待され、ISPやコンテンツ提供者等において、これら民間機関の活動を尊重する必要がある。

ア ガーディアン・エンジェルズ

ガーディアン・エンジェルズは、特定非営利活動法人として活動しているところであるが、1995年6月に「サイバー・エンジェルズ」(現在20名)を結成し、ボランティアとしてのサイバー・パトロールの実施やインターネットに関する一般市民からの通報を受けてそれらを集約して警察へ連絡している。2000年度の情報集約件数は226件である。

イ (財)インターネット協会

(財)インターネット協会が中心となり、インターネット利用者からの相談や通報についての受付窓口間のたらい回し状況を改善することを目指して、「インターネット

ホットライン連絡協議会」が設立されており、相談・通報窓口の実務担当者相互の情報共有や連携を図っている。2001年11月26日現在、参加団体数は67である。同協議会のホームページ（<http://www.iajapan.org/hotline/>）では、相談事例が紹介されている。

なお、同協会が無償で提供しているフィルタリングシステムについては、次章で取り上げることとする。

ウ ホットライン

英国のIWF(Internet Watch Foundation:インターネット・ウォッチ財団)は、インターネット上の違法コンテンツ、とりわけ児童ポルノについて、市民からの通報を受け付け、それらのコンテンツについて分析・評価を行ったのち、NCIS(National Criminal Intelligence Service:全英犯罪諜報機関)や警察に連絡を行ったり、ISPに削除を依頼したりするホットライン活動（<http://www.internetwatch.org.uk/>）を行っている。このほか、米、蘭、独をはじめとしてホットラインが設けられている国がある。

(3) 都道府県警察

都道府県警察では、ハイテク犯罪対策室を設置するなど、ハイテク犯罪の取締りに当たるとともに、ハイテク犯罪等に関する相談を行っている。2000年中の違法・有害情報（わいせつ画像・薬物販売等）に関する相談件数は2,896であり、相談件数全体の約26%を占めている。また、プロバイダ等との連絡協議会を設置（一部の県を除く。）し、ハイテク犯罪情勢に係る情報交換を実施するなど連携の強化を図っている。

特に、最近、「出会い系サイト」に関係した事件が急増していることから、警察においても広報啓発等を行っている。警察庁及び一部の都道府県警察においても、インターネットのホームページを通して注意を呼びかけている。

都道府県警察においては、一層サイバーパトロールを強化し、違法なコンテンツやこれに準ずるものを発見したときは、ISP等への通報や事件化といった対応が必要である。

9 フィルタリングシステム

違法・有害コンテンツについては、基本的にはその発信者に責任があるが、発信者責任ということで発信者のみに違法・有害コンテンツの対応を求めることは困難である。違

法・有害コンテンツと言っても、既に述べたとおり、場所的要因（地域や国）、受信者の属性的要因（年齢や生まれ育った環境等）等によって相対的なものとなり、有害コンテンツについては法的にその送信は禁止されていないところである。このような状況を踏まえると、受信者側でこれら情報を受信するかどうかを選択できる機能、すなわち、フィルタリングシステムが対応としては重要と考えられる。特に、少年にとって有害ということを考える場合、少年である受信者に対しこの機能は一層効果を発揮するものと考えられる。しかしながら、フィルタリングシステムを採用しても、フィルタリングのためのデータベースの更新と、日々増加・変化するインターネット上の情報との間にはどうしてもタイムラグがあるといった理由から、場合によっては、表示されてしまうということを知っておくことが必要である。

(1) 現状

フィルタリングとは、インターネット上の違法・有害コンテンツの閲覧をコントロールする機能であり、技術的に進んだものが開発され、利用も図られているが、未だに一般に広く普及しているとは言い難い状況に留まっている。企業においては生産性の向上から、また、学校においては教材として生徒に適当でない情報の排除といった観点からフィルタリングシステムの必要性が認識され、導入が進んでいる。しかし、家庭では、保護者がインターネット上の違法・有害コンテンツに対する認識及びフィルタリングシステムに対する認識が不十分であると思われることから、その普及が進んでいないのが現状である。

フィルタリングの方式については、その規制方式や規制箇所等により以下のように分類することができる。有害情報の有害性の多くは、その内容、受信者の年齢等の属性や地域性等によって異なることから、きめ細かいフィルタリングを可能とするものがより望ましいといえる。

また、フィルタリングの性能は、かなりのところその基となるデータベースの精度によっており、NOリスト方式やサードパーティ・レーティング方式においては、データベースの管理元が、日々変化するインターネット上の情報に対しデータベースの精度を維持・向上するため人間による確認を行うなど多大な労力をその更新作業に費やしている状況にある。

ア 規制方式

(ア) 言語検索方式

言語検索方式は、アクセスしようとするコンテンツのテキスト部分を全文検索し、あらかじめ登録しておいた有害な単語がその中に存在する場合は遮断する方式である。このため、文脈まで考慮していないことから、例えば医学的あるいは芸術的なコンテンツ並びに画像は考慮されない。

(イ) レイティング方式

レイティング方式は、一定の基準（「レイティング基準」）に基づいてコンテンツを多段階に格付け（レイティング）し、受信者側ではアクセスの際、その格付け情報を参照し、条件に合致しないコンテンツについては遮断する方式である。レイティングはコンテンツ作成者自ら格付けを行うセルフ・レイティングと第三者が行うサードパーティ・レイティングに分けられる。

インターネット上のコンテンツが極めて多いこと、また日々増加していることからサードパーティ・レイティングでは限界があることからセルフ・レイティングが求められている。しかし、セルフ・レイティングはコンテンツ作成者に対しレイティングが義務付けられていないことから対応サイトが少ないのが現状である。

(ウ) YES（ホワイト）リスト方式とNO（ブラック）リスト方式

YESリスト方式は、閲覧可能なサイトのリスト（YESリスト）を作成し、このリストに登録されたサイトのみをアクセス可能とするものである。NOリスト方式とは逆に登録されたサイトへのアクセスを遮断するものである。

YESリスト方式では登録されたサイトが少ないとインターネットの有益性が失われる可能性があり、また、NOリスト方式では日々刻々変化するインターネットの状況にタイムリーな対応が難しいといった問題がある。

イ クライアントとプロキシサーバ

インターネット上のコンテンツを閲覧するかどうかをクライアント側で判断する方法と、フィルタリング機能を有するプロキシサーバにおいて判断する方法とがある。

ウ 送信側と受信側

フィルタリングは、受信側で対応するのが一般的であるが、送信側において、自らが有害コンテンツの発信者とならないよう送信する際にチェックする方式のものもある。

(2) レイティング基準の標準化

レイティングによるフィルタリングは受信者の属性を考慮したフィルタリングが可能である。Web標準化団体であるW3C (World Wide Web Consortium) は、レイティングによるフィルタリングを実現するため、フォーマット等に関する標準仕様であるPICS (Platform for Internet Content Selection) を策定している。PICSに準拠したレイティング基準としては、RSACi、ICRA、SafetyOnline、SafeSurf等がある。

ア RSACi (Recreational Software Advisory Council on the Internet)

米国の非営利団体であるRSAC (Recreational Software Advisory Council) は1994年に初めて、TVゲームソフトのレイティングを行い、その後インターネット上のWebサイトを選択する基準としてRSACiを作成した。RSACiのレイティング基準では、「暴力」、「ヌード」、「セックス」及び「言葉」の4つのカテゴリーについてそれぞれ5つのレベル (Level 0~4) に分けており、レベルの数字が大きくなるほど、有害の度合いが大きくなることを示している。

RSACは、ICRA設立時に吸収合併されており、公開していたRSAC用セルフ・レイティングツールは、2000年12月の新たなICRAラベリング基準の立ち上げに伴いその公開を終了している。

イ ICRA (Internet Content Rating Association)

ICRAは1999年5月に設立された非営利団体である。ICRAは2000年12月にRSACiの後継となるレイティング・フィルタリング方式を開発している。ICRAのレイティング・フィルタリング方式では、ラベリング (RSACiでは、数値評価を行っていたが、ICRAではコンテンツの内容を客観的な記述子によって表現することとしたため、レイティングではなくラベリングと呼んでいる。) レイティング・フィルタリング及びYES・NOリスト等の併用といった三層ケーキモデル (ドイツのベルテルスマン財団が提案) を採っている。

ICRAのラベリング基準では、「ヌードとセックス」、「暴力」、「言語」、「その他トピックス」及び「チャット」という5つのカテゴリーから成っており、コンテンツプロバイダは自らのWebサイトについて、ラベリング質問票を用いて、セルフ・ラベリングを行う。

【参考】

三層ケーキモデルは、

プレート：コンテンツをラベリング
するための技術基盤

レイヤー1：コンテンツプロバイダに
よるICRA基準を用いたセ
ルフラベリング

レイヤー2：様々な価値観を有する第
三者機関によるICRA基準
に対するレイティング・
テンプレートの作成

レイヤー3：レイヤー2のレイティング・プレートに加えて使用する、他のフィ
ルタリングシステム

からなるレイティング/フィルタリングシステムのフレームワークである。

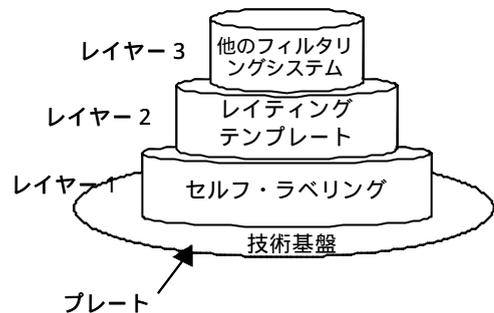


図3 三層ケーキモデル

ウ SafetyOnline

SafetyOnlineは、電子ネットワーク協議会(現在、(財)インターネット協会へ移行)が開発したレイティング方式で、RSACiをベースとし、RSACiを拡張していくことを意図したレイティング基準である。RSACiの「暴力」、「ヌード」、「セックス」及び「言葉」に加えて「その他」の categorie を設けたことが特徴である。さらに、「その他」に分類されたものの中から、必要に応じて新たなカテゴリーを抽出して追加していくとしている。

(財)インターネット協会では、SafetyOnlineによるフィルタリングサービスを、現在、無償で提供している。サービスの形態は次の3つである。

学校や企業等の団体や複数ユーザで使う環境向けに、プロキシーとして動作するようソフトウェアを無償で提供している。

ダイヤルアップ等の環境向けに、協会のプロキシーを公開している。

IEのようなPICS対応ソフトで判別できるようにラベルデータをラベルビュー口として協会が公開している。

上記のうち、個人ユーザ向けサービスは と であり、ブラウザが対応していれば、簡単な設定のみで使用することができる。これらのサービスを提供するため、協会では、SafetyOnlineによるサードパーティレイティングを実施しており、2001年11月現

在で約40万のホームページに対してレイティングを行っているが、インターネット上の情報は日々増加、変化しており、新しいホームページに対するレイティングとともに定期的な見直しが必要である。このため、レイティング作業に多くの労力を費やしている。

エ SafeSurf

SafeSurfは、SafeSurf Wave Inc.が作成したレイティング方式であり、冒とく、ヌード等10カテゴリーについて9つのレベルに分けられている。

(3) フィルタリングの効果的実施と普及方策

フィルタリングの効果的な実施と具体的な普及のためには、コンテンツ作成者、ISP等の情報仲介者及び受信者等がそれぞれの立場で可能な対策を講じる必要がある。また、インターネットで国の枠を超えて広く情報が流通していることから、国内はもとより国際的に協調した取組みが必要である。

ア コンテンツ作成者

フィルタリングシステム普及のためには、インターネット上に流通している膨大な情報について、フィルタリングシステムが対応できていることが求められるところであり、このような要請に応えるためには、コンテンツ作成者がまず自らラベリングすることが一般化する必要であると考えられる。こうしたコンテンツ作成者によるラベリングを促進するためには、コンテンツ作成ツールにあらかじめラベリング機能を組み込むことが効果的であると考えられる。

イ ブラウザソフト制作者

フィルタリングを効果的に実施するためには、フィルタリングシステムが使い易いものであることが重要であり、ブラウザへの組み込みが効果的である。しかし、インターネットエクスプローラ（IE）6.0においてもICRAには完全には対応してはならず、またネットスケープコミュニケーター6.1においては、従来組み込まれていたフィルタリング設定機能であるNetWatch自体削除されてしまっている。フィルタリングを実現するためにはブラウザ側での設定が必要なものが多いことから、ブラウザソフトの制作者は、十分にその効果が得られるように対応しなければならないと考えられる。

ウ ISP

ISPによるフィルタリングサービスの提供及びそのようなサービスの存在を保護者へ知らしめるための契約時等における啓発、さらに、保護者が利用するための支援を

行っていくことが必要である。このような方向にあるものとして、例えば、ドコモAOLにおいては12歳以下及び13～18歳を対象とした「キッズ」及び「ティーンズ」を、ニフティにおいては「コンテンツフィルタリングサービス」をそれぞれ無料で提供している。

ドコモAOLでは一つの契約で最大7つまでのスクリーンネーム（AOL内で個人が持つ名前のこと。）を持つことが可能である。スクリーンネームは契約者自身が持つ1つのマスタースクリーンネームとその後無料で取得できる6つのサブスクリーンネームとがある。マスタースクリーンネームを持つ者は個々のサブスクリーンネームに対してアクセスコントロールが可能であり、例えば、保護者がマスタースクリーンネームを保有し、子供がサブスクリーンネームを使用するようにすれば、キッズ及びティーンズのサービスを効果的に利用することができる。

また、ニフティのコンテンツフィルタリングサービスは、アット・ニフティ内に設置されているプロキシサーバを経由してアクセスすることにより、特定のサイトへのアクセスを制限するもので、ブラウザ側の簡単な設定により利用することが可能である。今後とも、これらのサービスの一層の提供と、このようなサービスの存在を広く知らしめていくことが必要である。

エ 検索サイト開設者

検索エンジン等の検索サイトで子供を対象としたものを設けているものがあり、今後、このようなサービスの増加が期待される。例えば、ヤフーキッズ、キッズgoo等がある。このうち、ヤフーキッズはヤフーが提供している小中学生を対象としたサービスで、ホームページのリンク先まで一つ一つ目視によりチェックし、安全なもののみを提供している。

オ 学校関係者

政府のIT戦略本部が策定した「e-Japan重点計画」によれば、2001年度中に、すべての公立小中高等学校、盲、ろう・養護学校等がインターネットに接続できるようにし、2005年度までに、すべての小中高等学校等が各学級の授業においてコンピュータを活用できる環境を整備することとしている。さらに、経済産業省では学校用の有害コンテンツ等に対するレイティング・フィルタリングソフト等を開発することとしている。2000年度末におけるインターネットに接続している学校数は31,638校であり、これら学校における有害コンテンツへの対応としては教員の指導、フィルタリングシ

システム及び利用制限を行っており、このうちフィルタリングシステムを導入している学校は22,546校で全体の71.3%に至っている。

また、学校のインターネット接続については、2002年度以降、地域の高速・超高速インターネットの整備状況等を踏まえつつ、ADSLや光ファイバー等による接続への切り替えを推進することとしている。このため、教育用イントラネット(教育用広域LAN)を構築し、中心となる地域センター(教育センター等)にブロードバンド化に対応した情報機器等を設置し、有害情報の排除、セキュリティの確保、教育情報の共有等を行い、学校の安全で快適なIT活用環境を整備することとしている。

なお、新潟県警察本部では、学校へのフィルタリングシステム導入を促進するため、1999年7月16日に「新潟県スクールネット防犯連絡協議会」を設立しており、2001年3月末現在での導入校は363となっている。

カ 保護者

家庭においては、保護者はインターネット上の違法・有害コンテンツの状況を認識し、家庭のパソコンへのフィルタリングソフト導入やISPによるフィルタリングサービスの活用といった対応が必要であると思われる、保護者に対してもフィルタリングの必要性を認識してもらうための広報啓発が必要であると思われる。

キ パソコン等供給者

家庭におけるフィルタリング利用を促進するため、初期設定においてフィルタリングシステムが搭載されている家庭ユーザ向けのパソコンの販売や販売時においては保護者等からの依頼により販売者によるフィルタリング機能設定サービスが提供されることが有効であると考えられる。

10 携帯電話に係る有害コンテンツ対策

携帯電話の少年への普及状況及び犯罪の発生状況から携帯電話への対策が急務である。特に、2001年上半期の「出会い系サイト」を利用した児童買春事件133件のうち、123件(92%)が携帯電話又はPHSを利用したものであった。このため、本章では、まず「出会い系サイト」対策について考察し、次にシステム面から見た携帯電話のアクセスコントロールについて述べることとする。

(1) 「出会い系サイト」対策の必要性

インターネット上に「出会い系サイト」が登場して急速に増加する一方で、携帯電話の少年への著しい普及、しかも、Webページ閲覧ができるものの普及に伴い、少年によるインターネット利用が著しく増加している状況となっており、インターネット上の「出会い系サイト」への少年によるアクセスは野放し状態ともいえるものとなっている。

こうしたところから、「出会い系サイト」に係る児童買春事件は、2000年中40件であったものが、2001年で379件となるなど、著しく増加しており、テレホンクラブに続いて、「出会い系サイト」が児童買春事犯の温床になっている実態がある。

また、「出会い系サイト」に係る児童買春以外の少年被害についても目立つ状況となっている。

したがって、出会い系サイトには様々な形態があるものの、少なくともこれらのうちで児童買春の温床となっているものについて何らかの対策を採らなければ、児童買春の一層の増加が懸念される。

さらに、「出会い系サイト」については、本来開設者自身による自主的な措置が最大限行わなければならないが、誰でも容易に低コストで開設することができること、開設者の把握が容易でないことなどから開設者自身に委ねるだけでは児童買春の温床とならない対策が十分に行われぬ場合が考えられる。このため、何らかの規制措置を採ることを含めて、今後、検討していく必要があるものと考えられる。

(2) 対策の対象となる「出会い系サイト」

2001年の風適法改正により、客から料金を徴収して営業しているテレホンクラブ営業に対する規制が新たに設けられたところであることから、少なくともテレホンクラブ営業と同様のものをインターネット上で電子掲示板や電子メール等を用いて行っているものについて対策を講ずることが考えられる。

もっとも、テレホンクラブについては、実態として、その多くが利用者からの料金収入による営業として行われており、したがって、営業として行われているテレホンクラブについての規制を実施することにより、テレホンクラブが児童買春の温床となることを防ぐという立法目的の大部分を達することができることから、風適法改正では営業として行っているものに限って規制の対象としたところである。

一方で、インターネット上の「出会い系サイト」については、インターネットの特性から、営業として開設されている「出会い系サイト」以外のものが存在しているところ

から、これらを対象に含めて検討することが必要なものと思われる。

風適法で規制されるテレホンクラブ営業の定義を基に、営業として行われるものだけでなく業として行われるものを含めた場合における「出会い系サイト」の定義としては次のものが考えられる。

専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、インターネットを利用して送信された電子情報による交際の申込みを電気通信設備を用いて他の者に取次ぐことによって交際の機会を提供し、又は電子情報による交際の申込みを電気通信設備を用いて他の者の閲覧に供することによって交際の機会を提供するもので業として行われているもの

(3) 「出会い系サイト」対策の具体的方法

ア 18歳未満の者の利用制限・年齢確認措置の実施

「出会い系サイト」の問題は、風適法で規制されることとなったテレホンクラブ営業と同様のものがインターネット上に開設され、これらが少年に利用されていることにあると考えられることから、テレホンクラブ営業についての規制と同様に、「出会い系サイト」開設者に、当該「出会い系サイト」において、18歳未満の者からの交際の申込みを受け若しくは18歳未満の者へ交際の申込みを取り次ぎ又は18歳未満の者に交際の申込みを閲覧させることを制限することを求めることが考えられる。

また、利用者が18歳未満であることが利用開始後判明することもあると考えられ、「出会い系サイト」開設者は、当該「出会い系サイト」において、利用者が18歳未満の者であることが分かった場合には、当該利用者に係る交際の申込み等の他の者への送信の防止又は閲覧の防止の措置を講じることを求めることが考えられる。

さらに、18歳未満の者の利用制限を確実なものとするため、テレホンクラブの規制と同様に、「出会い系サイト」開設者は、交際の申込みをする者、若しくは交際の申込みを受ける者、又は交際の申込みの閲覧をする者が18歳以上であることを確認するための措置を講じておくよう求めることも考えられる。

イ ISP等の責任

サーバーを「出会い系サイト」開設者に「出会い系サイト」に係る電気通信設備として提供しているISP等についても、当該提供に係る契約等において「出会い系サイト」開設者は利用者の年齢確認を確実に行うことを求めるようにするなどの措置を講じることを求めることが考えられる。

ウ 広告宣伝規制

(ア) 電子メールでの広告宣伝規制

「出会い系サイト」に係る広告宣伝が、無差別の電子メールにより行われ、少年のもとへも送信されていることから、次のような方法での電子メールによる「出会い系サイト」の広告宣伝を規制することが少年の健全育成上必要であると考えられる。

電子メールの表題等において、当該電子メールが「出会い系サイト」の広告宣伝であることを明らかにしないで送信すること。

広告宣伝に係る「出会い系サイト」は、18歳未満の者が利用することができないことを明らかにしないで送信すること。

また、「出会い系サイト」開設者が電子メールによる広告宣伝を他の者に委託した場合には、委託を受けた者についても、同様の電子メールによる「出会い系サイト」の広告宣伝に関する規制を設けることも検討する必要がある。

(イ) 「出会い系サイト」の年少者の利用制限表示

「出会い系サイト」自体についても、18歳未満の者の利用がなされないようにするために、「出会い系サイト」への入り口には、当該「出会い系サイト」については、18歳未満の利用が適当ではないことを表示するよう求めることが考えられる。

【参考】

迷惑メール問題に対応するため、経済産業省では「特定商取引に関する法律施行規則」を改正し、平成14年2月1日より通信販売事業者等が電子メールにより商業広告を送るときには、以下の表示が義務づけられている。

通信販売事業者等の電子メールアドレスを表示

メールの件名欄に「！広告！」と表示。あわせて、メール本文にも広告である旨を表示

消費者からの連絡方法を表示。ない場合は件名欄に「！連絡方法無！」と表示
さらに、経済産業省では、第154回国会に特定商取引法の改正案を提出し、消費者が電子メールによる商業広告の受け取りを希望しない旨の連絡を通信販売事業者等に行った場合には、その消費者に対する商業広告の再送信を禁止することとし、併せて、そのための連絡方法の表示を義務づけることとしている。

また、与党3党でも特定電子メール送信適正化法案を国会に提出し、再送信の禁止のほか架空のメールアドレスを使って送信することを禁止することとしている。

経済産業省では、消費者保護の観点から商品・サービスの提供者を規制対象にしているのに対し、与党3党では、システム混乱防止の観点から送信者を規制対象にする

としている。

(4) システム面からの対応

現在、携帯電話のアクセスコントロールについては全く採られていないが、原理的にはパソコンからの接続と同様の手法が考えられる。

ア フィルタリングシステムの導入

(ア) ゲートウェイ

携帯電話からのインターネットへのアクセスは、携帯電話におけるパケット通信網とインターネット間で図4のようにゲートウェイを介して接続することで実現されていることから、このゲートウェイでフィルタリングを実施することが有害コンテンツへのアクセスコントロールの1つとして考えられる。このゲートウェイにおけるフィルタリングは、パソコンの場合のプロキシサーバにおけるフィルタリングに相当するものである。

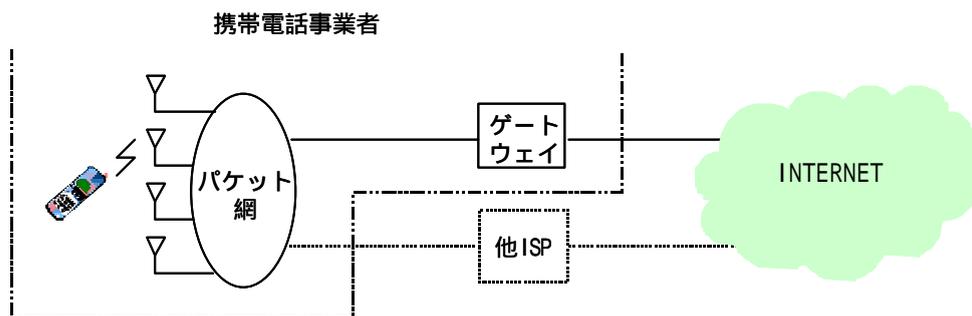


図4 インターネットへの接続

なお、現在、携帯電話事業者は、携帯電話パケット通信網についてISPによるネットワーク接続の開放を一層進めることとしており、具体的には、携帯電話事業者のゲートウェイを経由しない直接接続が検討されている。そうなれば、携帯電話会社のゲートウェイにフィルタリングサービスが提供されていない場合であっても、フィルタリングサービスを提供するゲートウェイを実現することが可能となる。

また、携帯電話からインターネットへの少年のアクセスを制限するサービスを実施する場合には、携帯電話の実際の利用者を明らかにすることが必要である。携帯電話はパーソナル性が強いことから、1台の携帯電話を複数の者が使用することは考えにくく使用者は固定される。しかしながら、親の名義で契約して実際は少年が

使用するなど、特定の使用者が少年であるかどうかは、登録利用者、契約者と実際の使用者が一致しないことがあることから判明しない場合がある。

(イ) ブラウザ

インターネットエクスプローラには図5に示すようにコンテンツアドバイザーによりフィルタリングの設定が可能であるが、現在の携帯電話のブラウザにはフィルタリングの対応機能がないため、ブラウザ側でのフィルタリングが実現できていないのが現状である。携帯電話についても、ブラウザ側の設

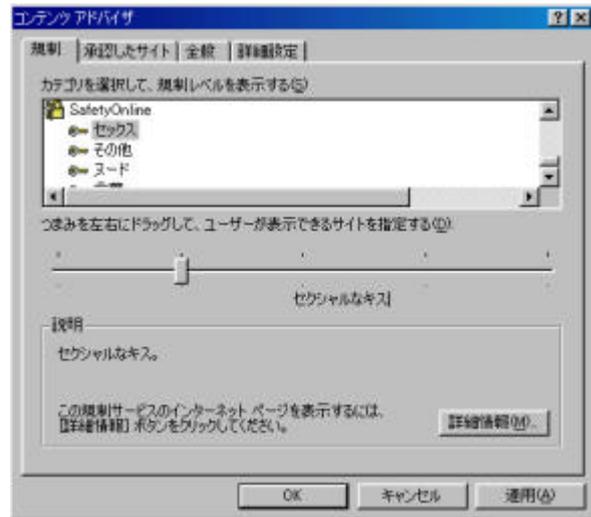


図5 設定例

定によりフィルタリングが可能となるようなシステムの開発が必要であると考えられる。

イ その他のアクセスコントロール

携帯電話側でのアクセスコントロールは、現段階では、携帯電話の性能的に難しいところがあるが、次世代携帯電話では、契約者情報を記録したUIMカード (User Identity Module: 小型のICカード) を装着して使用することとなっており、アクセスコントロール対応の可能性はある。現在、メモリチップは大容量のものが開発されており、メモリーカードと呼ばれる小型のICカードについては、128MBのものが市販されている。今後、さらに大容量のものが開発されるものと予想されることから、携帯電話にこのような小型のICカードを実装し、この中にフィルタリングを行うために必要なデータベースを持つことができれば、端末側でフィルタリング機能を実現できる可能性が出てくる。

11 サイバー・エシックス

有害コンテンツ対策としては、フィルタリングシステムをはじめとして、技術的手法による対応が可能であるが、それらと並んで少年を含めたインターネットユーザ、情報提供者を含めたインターネット関係者の有害コンテンツに対する理解と対応が重要であり、そ

のためのこれらに対する啓発が必要である。

(1) 少年への啓発

ア 学校における指導

e-Japan重点計画によれば、「2001年度中に、すべての公立小中高等学校、盲・ろう・養護学校等がインターネットに接続できるようにし、2005年度までに、すべての小中高等学校等が各学級の授業においてコンピュータを活用できる環境を整備するとともに、授業や家庭・地域・他校とのコミュニケーションへのネットワークの積極的活用を支援する。」とされており、今後、少年とインターネットとの関わりがますます増大すると考えられる。このため、学校においては、インターネットに係る指導を行う場合、インターネットの有効性と同様に陰の部分を取り上げる必要がある。

文部科学省では、その委託事業により、(財)コンピュータ教育センターにおいて、学校現場の先生向けに「インターネット活用ガイドブック モラル・セキュリティ編」(<http://www.cec.or.jp/books/books11.html>)及び「インターネット活用のための情報モラル指導事例集」(<http://www.cec.or.jp/books/h12/books12.html>)を作成し、活用している。

また、2002年度から実施される新しい学習指導要領において、情報教育を充実していくこととしている。学校教育における情報化の基本的な考え方は、小・中・高等学校の各学校段階を通じた体系的な情報教育を通じて、今後の情報化社会に主体的に対応できるようにすることを目標に、すべての児童生徒に、情報及び情報手段を適切に選択・活用できる情報活用能力、すなわち、情報リテラシーの育成をその目標としている。

さらに、学校教育における一つのアイデアとして、これまでの教員等による指導に加え、上級生や卒業生といった年齢があまり離れていない者による指導も効果的であると思われる。

イ 学校以外の場における指導

学校教育の場にとどまらず、広く家庭教育、社会教育の各部分においてインターネットへの適切な対応を教育する必要がある。この場合、現在行われている交通安全教育の手法が参考になるものと思われる。交通安全については、家庭、学校、社会が一体となり、年齢に応じて段階的に交通安全、交通マナーについて教育を行っている。このために必要な教材、資料も整えられている。

特に最近の「出会い系サイト」を利用した少年の犯罪被害等に鑑み、携帯電話の使用に対する啓発が必要である。携帯電話はパソコンに比べ、よりパーソナル性が強くなることから、保護者の目が行き届かなくなり、ほとんどの場合、子供の使用状況を把握できていないものと思われる。しかしながら、その利用状況の把握は保護者の責任であり、そのための指導はまず家庭で行わなければならないものと思われる。そのためにも、保護者に対する広報啓発が特に必要である。また、携帯電話の販売者においても、その契約の際には保護者等に対して十分注意する旨の説明の必要がある。

警察では「情報セキュリティ・アドバイザー」を警察本部に配置しており、学生、教育関係者、保護者等に対する広報啓発のための講習会を実施している。

(2) 一般ユーザへの啓発

一般インターネットユーザに対しても、少年に有害なコンテンツをWebページに掲載しない、掲示板等へ投稿しないなどの配慮が必要である。啓発方法としては、例えば、ISPと契約する際にはISPからインターネットを利用するためのルール等を説明する、パソコン等の販売時に啓発資料を交付するなどが考えられる。

電子ネットワーク協議会((財)インターネット協会に移行)では、「インターネットを利用するためのルール&マナー集」を作成し、インターネット上で公開(<http://www.enc.or.jp/>)して広報啓発に努めている。また、(社)テレコムサービス協会では、「インターネット自己防衛マニュアル」を作成し、同じくインターネット上で公開(<http://www.telesa.or.jp/html/990426.htm>)している。この中で具体的な事例を挙げて対策を紹介している。

なお、警察では前述の情報セキュリティ・アドバイザーが一般市民や企業に対しても講習会を実施している。

12 青少年とインターネット等に関する調査

違法・有害コンテンツに対する対応等についてこれまで記述してきたが、急速に普及をみたインターネットの現在の生徒及びその保護者の利用実態、インターネットに対する意識等に関して当研究会においてアンケート調査を実施した。

(1) 調査方法

山形県、東京都、大阪府及び島根県の中学校及び高等学校各1校の第2学年とその保

護者を対象として、無記名によるアンケート調査を実施した。

(2) 調査対象者

生徒539人及びその保護者については465人から回答があった。

(3) 調査結果

アンケート結果の詳細については、別冊「青少年とインターネット等に関する調査」のとおりであるが、以下にその概要を述べる。

ア 生徒調査

携帯電話・PHSの所持状況については、高校生の約83%、中学生の約23%がそれぞれ所持している。

インターネットの利用経験については、中学生で約84%、高校生で約94%となっている。

インターネットを利用してポルノ画像を見たことがある者が、高校生男子では約37%となっている。

「出会い系サイト」を利用したことがある者は、中学生男子では約2%であるが、高校生女子で約22%、高校生男子で約18%、中学生女子で約7%となっている。

「出会い系サイト」で知り合った人と、高校生女子の約43%、高校生男子の約28%がそれぞれ実際に会ったことがあると回答している。

イ 保護者調査

子供がインターネットを使用する時の保護者の対応状況は、約45%が何もせず自由に使わせている。

子供が「ポルノ画像」を見ることを容認している保護者は約7%であり、半数以上の者が発信者やプロバイダの法的規制や自主的対策、保護者・学校の自主的措置を求めている（複数回答）。

インターネット上の違法・有害コンテンツ対策となるフィルタリングシステムを知っている者は約24%である。

子供の「出会い系サイト」利用について、約85%が子供は利用してはいけないものと回答している。

13 まとめ

本研究会では、約1年にわたり、インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策を検討してきた。インターネットでは現在世界中から膨大な量の情報が発信されており、自らの知識を広めたり、また、自宅に居ながらにしてインターネット上で物品やサービスの購入、各種手続きが行えるなど日常生活と極めて密接な存在となるなど、その有益性は測り知れないものがある。さらに、2001年3月29日に政府のIT戦略本部が策定した「e-Japan重点計画」によれば、「5年以内に超高速アクセスが可能な世界最高水準のインターネット網の整備を促進することにより、必要とするすべての国民がこれを低廉な料金で利用できるようにする」としており、今後、これらの基盤整備を基に一層インターネットの有益性や重要性が増大するものと思われる。しかしその一方で、少年がインターネットに関係した事件に巻き込まれており、その使い方を誤ったり、インターネット上に氾濫している多くの違法・有害コンテンツに接触して、被害者や加害者にならないよう保護する必要がある。このためには、特に、以下の4点が重要である。

(1) インターネット上の違法・有害コンテンツの現状に対する保護者の認識と家庭へのフィルタリングシステムの普及

インターネット上の違法・有害コンテンツの現状を踏まえ、これらから少年を守るため保護者の違法・有害コンテンツの現状への認識の向上、家庭へのフィルタリングシステムの普及が必要であると思われる。これまで、学校現場において、インターネット上の違法・有害コンテンツ問題に対して、フィルタリングシステムの導入、教師の指導等により対応が行われているが、家庭においてはその対応が不十分であると思われる。このため、保護者に対してインターネット上の違法・有害コンテンツの現状を認識してもらうとともに、その対策としてフィルタリングシステムが有効であること及びこれの家庭への普及の必要性を理解してもらい、普及を進めていく必要があると思われる。そのためには、これらについて、学校、警察、社会等における関係者による一層の広報啓発が必要である。また、初期設定において有効となっているフィルタリングシステムが搭載されているパソコンの販売や販売時においては保護者等からの依頼により販売者によるフィルタリング機能設定サービス等が必要であると思われる。

(2) コンテンツの流通に関係のある者の対応

違法・有害コンテンツが少年に与える影響を考慮し、少年が安心してインターネット

を利用できる環境を整えることは、インターネット上のコンテンツの流通に関係のある者、すなわち、情報の発信者や仲介者等の責務である。少年がこのようなコンテンツに接することのないよう、以下のような対応が必要である。

すべてのISPにおいて、(社)テレコムサービス協会が作成したガイドラインに準拠したようなガイドライン又は規約を持ち、これに沿って違法・有害コンテンツに対して自主的な措置を確実に講じておくことが期待される。また、違法・有害コンテンツに対し迅速な措置を講じるためには、ISPやサイト開設者は、自らが管理・開設するサイトから発信する情報に関する一般市民や違法・有害コンテンツ対策に取り組んでいる民間機関等からの通報に対して適切な対応を採ることが必要である。

フィルタリングシステム普及のためには、インターネット上の膨大な情報に対して、フィルタリングが機能することが求められることから、まずコンテンツ作成者自らがラベリングを確実に実施すべきである。同時に、ブラウザソフト提供者は、十分にその効果が得られるよう対応しなければならない。さらに、ISP、検索エンジンではフィルタリングサービスの提供、子供を対象としたサービスの提供等少年の保護を図るサービスの提供を進めるとともに、そのようなサービスの周知広報が期待される。

(3) 学校、社会等における少年の保護に関わる者の対応

少年に有害なコンテンツの対応に当たっては、少年を保護することのできる立場にある者、少年保護に取り組んでいる者による対策、とりわけ広報啓発の措置を学校、社会の広い分野において講じていくことが必要である。

学校においては、インターネットに係る指導を行う場合、インターネットの有用性と同様にその陰の部分を取り上げ、少年の情報リテラシーの向上に努める必要がある。また、学校現場の先生向けにガイドブックを作成しているが、これらの一層の活用を図る必要がある。

違法・有害コンテンツに対し民間機関やボランティアによるホットラインやパトロール等の取組みが行われているが、今後これらの活動がさらに広まることが期待される。また、ISPやコンテンツ提供者等はこれら民間機関の活動を尊重する必要がある。

さらに、民間機関において、少年を含めてのインターネットユーザに対しインターネット利用のルール・マナー集が公開されているが、より一層の広報啓発が必要である。

警察においては、一層サイバーパトロールを強化し、違法なコンテンツやこれに準

ずるものを発見したときは、ISPへの通報や事件化といった対応が必要である。このような違法コンテンツに対する対応は、国境のないインターネットの世界では外国捜査機関との協調が極めて重要であることから、今後更なる連携が必要である。

また、警察では情報セキュリティ・アドバイザーが一般市民や企業に対しても講習会を実施しており、一層の広報啓発が必要である。

(4) 出会い系サイトと携帯電話に係る対策の必要性

ア 出会い系サイト

専ら面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際を仲介する「出会い系サイト」に関連した事件が急増しているところであり、さらに、そのほとんどが携帯電話を利用したものである。保護者が子供の携帯電話の使用状況を把握することは保護者の責任といえるが、携帯電話は何時でも何処でも利用することが可能で、パーソナル性が極めて強いことから現実的には難しい。このため、利用者への広報啓発の強化とISPや「出会い系サイト」開設者による自主的な対策が必要である。

さらに、「出会い系サイト」を利用しての児童買春等の少年への被害を鑑みると、以下のような制度面からの規制措置を検討する必要がある。

テレホンクラブ営業についての規制と同様に、「出会い系サイト」開設者に、当該「出会い系サイト」において、18歳未満の者からの交際の申込みを受け若しくは18歳未満の者へ交際の申込みを取り次ぎ又は18歳未満の者に交際の申込みを閲覧させることを制限すること。また、そのために、「出会い系サイト」の利用者について18歳以上であることの年齢確認を行うこと。

ISP等は、サーバーを「出会い系サイト」開設者に「出会い系サイト」に係る電気通信設備として提供する場合において、当該提供契約等において「出会い系サイト」開設者に18歳未満の利用防止を求めていくこと。

電子メールによる「出会い系サイト」の広告宣伝については、「出会い系サイト」の広告であることを明示し、18歳未満が利用できないものであることを明らかにすること。

イ 携帯電話

現在、携帯電話の違法・有害コンテンツに対するアクセスコントロールは全く採られていないが、原理的にはパソコンにおけるものと同様の手法が考えられる。

携帯電話からのインターネットへのアクセスは、ゲートウェイを介して接続するこ

とで実現されていることから、このゲートウェイでのフィルタリングがアクセスコントロールの1つとして考えられる。また、携帯電話のブラウザの設定によりフィルタリングが可能となるブラウザの開発も必要であると考えられる。

インターネット上の少年に有害なコンテンツに対しては、ISP等の民間企業、行政機関、民間機関、学校関係者、保護者、地域の人々等、幅広い分野における積極的な問題への取り組みが必要である。このためにも、縦割りによる自己目的のみの追求を排し、各分野が歩調を合わせ一体となった取り組みが必要である。

また、この分野については、技術的進歩を背景に状況が大きく変わりつつあるところであり、当然のことながら、問題に対する調査、分析の研究を不断に行い、対策を講じていく必要がある。

本問題の解決を図っていくには、インターネット上の有害コンテンツ対策を講ずることだけでなく、少年の健全育成のための対策、ひいては社会の安心・安全確保のための幅広い対策が必要なものと考えられる。

この報告書が、今後、少年に有害なコンテンツ対策の具体的な施策を検討するに当たってのベースとなり、インターネットに係る少年保護対策の国民的コンセンサス形成の一助となれば幸いである。

付録

1 「出会い系サイト」調査

「出会い系サイト」についての2回の調査の詳細は、以下のとおりである。

(1) パソコン用検索エンジンを用いた「出会い系サイト」数の調査

ア 2001年6月2日調査

(ア) 調査方法

検索エンジンLycosのスーパーサーチにより、条件 = (出会い onear 女) not (検索 or E-Magazine) で検索したところ、9,606件がヒットし、このうち194件について「出会い系サイト」であるかどうかを調査した。

条件は、「出会い」と「女」という語が、この語順で、かつ、25語以内にあり、「検索」又は「E-Magazine」を含まないという意味である。

(イ) 調査結果

194件のうち、男女の出会いに係ると思われるものは11件であった。全体では、

$$9,606 \times 11 / 194 = 545$$

と推定される。

イ 2001年9月10日調査

(ア) 調査方法

2001年6月2日調査と同一の条件で検索したところ、19,643件がヒットし、このうち最初の1万件中の200件について「出会い系サイト」であるか否かを調査した。

(イ) 調査結果

200件のうち、男女の出会いに係ると思われるものは9件であった。全体では、

$$19,643 \times 9 / 200 = 884$$

と推定される。

(2) iモード用検索エンジンを用いた「出会い系サイト」数の調査

ア 2001年9月10日調査

(ア) 調査方法

iモード用検索エンジンOH!NEWで、キーワードを「出会い」として検索したところ、6,720件がヒットし、このうち68件について「出会い系サイト」であるか否かを調査した。

(イ) 調査結果

68件のうち、男女の出会いに係ると思われるものは26件であった。全体では、

$$6,720 \times 26 / 68 = 2,549$$

と推定される。

(3) パソコン用「出会い系サイト」の形態

ア 2001年6月2日調査

(ア) 調査方法

インターネット上で発見した「出会い系サイト」のランキング集「出会えるサイトベストランキング」に掲載されている1～100位の100件について、その形態を調

査した。

(イ) 調査結果

調査した100件のうち、28件はランキング集又は「出会い系サイト」であるか不明のものであった。残り72件の内訳を調査したところ、結果は以下のとおりであった。

掲示板形式のもの	57 件	79 %
チャットルーム形式のもの	47 件	65 %
メールマガジン形式のもの	8 件	11 %
有料のもの	13 件	18 %
iモード対応と思われるもの	19 件	26 %

イ 2001年9月10日調査

(ア) 調査方法

インターネット上で発見した「出会い系サイト」のランキング集「Cool Site Ranking」に掲載されている1～50位の50件について、その形態を調査した。

(イ) 調査結果

掲示板形式のもの	38 件	76 %
チャット形式のもの	29 件	58 %
メールマガジン形式のもの	1 件	2 %
有料(一部を含む)のもの		
男性利用	13 件	26 %
女性利用	0 件	0 %
携帯電話利用可能のもの	12 件	24 %
広告があるもの	50 件	100 %

(4) iモード用「出会い系サイト」の形態

ア 2001年9月10日調査

(ア) 調査方法

インターネット上で発見した「出会い系サイト」のランキング集「i-HIT Ranking」に掲載されている1～50位の50件について、その形態を調査した。

(イ) 調査結果

掲示板形式のもの	48 件	96 %
チャット形式のもの	24 件	48 %
メールマガジン形式のもの	1 件	2 %
有料(一部を含む)のもの		
男性利用	8 件	16 %
女性利用	1 件	2 %
パソコン利用可能のもの	44 件	88 %
広告があるもの	50 件	100 %

2 アメリカにおける対応状況

違法・有害コンテンツ対策については、海外においても進められているが、このうちアメリカの状況については、以下のとおりである。

(1) 通信品位法 (CDA:Communication Decency Act)

ア 概要

電気通信装置 (telecommunications device) を用いて、知りながら他人を侵害する目的でわいせつ又は下品な内容のものを送信すること、及び知りながらわいせつ又は下品な内容の通信を、受信者から送信要求されたか否かにかかわらず、受信者が18歳未満であることを知りながらその内容を送信すること、並びに知りながら自らの支配下にある電気通信設備をこれら禁止されている種類の通信に使用させることについて罰金刑 (25万ドル) 若しくは2年以下の拘禁刑又はそれらを併科するもの。

イ 施行状況

1996年2月に成立したが、禁止される「indecent」「patently offensive」の規準があいまい不正確等の理由からフィラデルフィア連邦地方裁判所 (United States District Court for the Eastern District of Pennsylvania) はこの部分を同年6月12日に違憲判断を、さらに、1997年6月26日には連邦最高裁判所 (Supreme Court for the United States) が違憲判決を下した。

(2) 児童オンライン保護法 (COPA:Child Online Protection Act)

ア 概要

インターネット上の商用サイトにおいて、知りながら17歳未満の者に「有害」なものを含む商用目的のコミュニケーションを行うことについて、罰金刑 (5万ドル) 又は6か月以下の拘禁刑又はこれらを併科するもの。故意による違反については各違反 (1日ごと) について5万ドルの罰金を科する。

イ 施行状況

1998年10月21日に成立したが、CDAと同様にフィラデルフィア連邦地方裁判所は同年11月19日に施行延期仮決定をし、再度の延長後、1999年2月1日に合憲性が最終的に判断されるまで執行を停止する仮命令を発した。

これに対して、司法省は連邦控訴裁判所に控訴したが、2000年6月22日連邦控訴裁判所は地裁の決定を支持した。このため、さらに上告がなされ、2001年5月21日連邦

最高裁判所が上告を受け入れたことから、現在、連邦最高裁判所に係属中となっている。

(3) 児童オンライン・プライバシー法 (COPPA:Child Online Privacy Protection Act)

ア 概要

13歳未満の児童を対象とする商用Webサイト及びオンラインサービスの運営者並びに知りながら13歳未満の児童から個人情報を収集しようとする商用Webサイト及びオンラインサービスの運営者は、

- ・ 個人情報の収集、使用、開示についての説明をWebサイト提供すること
- ・ 個人情報の収集に先立って個人情報の収集、使用、開示についての確認可能な親の同意を得ること
- ・ 個人情報を提供した児童の親からの求めに応じて、収集した情報の説明や、以降の情報の使用、保存を拒絶する機会の提供等を与えること
- ・ ゲーム等の参加資格として必要以上の個人情報提供を求めることがないようにすること。

などが義務付けされた。

イ 施行状況

1998年10月21日に成立し、2000年4月21日から施行されている。

(4) 児童インターネット保護法 (CIPA:Children's Internet Protection Act)

ア 概要

小学校、中学校及び図書館等において、Eレートや連邦補助金を受けるには、インターネットセーフティポリシーを採用し、インターネットアクセスにおいて、わいせつなもの、児童ポルノ、子供に有害なものについて、コンピュータにフィルターやブロック技術を用いることを要することとされた。

イ 施行状況

2000年12月21日に制定されたが、2001年3月20日にACLU (American Civil Liberties Union)、ALA (American Library Association) によって訴訟が提起された。

(5) 迷惑メールに対する法的規制

迷惑メールに対する法的規制は連邦レベルではまだ成立していない。一方、州レベルでは、ネバダ州で1999年7月に州法が制定されたのを初めてとして、18州で州法による

規制がなされている。1998年9月のカリフォルニア州法では、求められていない商用Eメールは、opt-outとコンタクトインフォメーションを含んでいなければならない、受信者によるopt-outの要求は尊重されなければならないとしている。また、物の売買等に関するメールはサブジェクトの最初に広告である旨の表示をしなければならないとされた。